○国土交通省告示第百四十四号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書、同項第一号の規定に基づき、平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示（平成二十二年国土交通省告示第十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月四日　国土交通大臣　前原　誠司

第一号表中

芦屋競走場	百六十二日	十二回	
芦屋競走場	百八十六日	十二回	

を

に

改める。

○国土交通省告示第百四十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において準用する第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年三月四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

株式会社都市居住評価センター　東京都港区虎ノ門一丁目一番二十一号

二　変更する年月日

平成二十一年十一月十日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地

東京都港区虎ノ門一丁目一番二十号

○国土交通省告示第百四十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において準用する第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年三月四日　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

二　変更する年月日

平成二十二年三月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事務所の所在地

ビューローベリタスジャパン（株）横浜本社　神奈川県横浜市中区山下町一番地シルクビル

仙台事務所　宮城県仙台市青葉区本町二丁目十五番一号

埼玉事務所　埼玉県さいたま市大宮区仲町三丁目十三番一号

千葉事務所　千葉県船橋市本町三丁目三十二番二十五号

東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿一丁目二十二番二号

東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台二丁目八番地

立川事務所　東京都立川市錦町三丁目一番十六号

横浜事務所　神奈川県横浜市中区日本大通七番地

名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄四丁目一番八号

大阪事務所　大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十一号

福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神四丁目三番三十号

○防衛省告示第四十五号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年三月四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十七日（予備、同月十八日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度一二〇〇〇フィート以下までの間、並びに次のウからカまでの四地点を順次結んだ線及びウの地点とカの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度五〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒
　東経一四一度〇一分四八秒

イ　北緯三三度四四分一二秒
　東経一四〇度二二分四八秒

ウ　北緯三四度二二分一九秒
　東経一四〇度一〇分三九秒

エ　北緯三四度三三分一九秒
　東経一四〇度二〇分〇〇秒

オ　北緯三四度三五分一二秒
　東経一四〇度一六分四八秒

カ　北緯三四度三一分一二秒
　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十六号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年三月四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月十九日（予備、同月二十三日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度一二〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒
　東経一四一度〇一分四八秒

イ　北緯三三度四四分一二秒
　東経一四〇度二二分四八秒

ウ　北緯三四度二二分一九秒
　東経一四〇度一〇分三九秒

エ　北緯三四度三三分一九秒
　東経一四〇度二〇分〇〇秒

オ　北緯三四度三五分一二秒
　東経一四〇度一六分四八秒

カ　北緯三四度三一分一二秒
　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十七号

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十二年三月四日　防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十二年三月二十六日（予備、同月二十九日）の一〇〇〇から一六〇〇まで

区　域　野島埼南方の次のアからエまでの四地点を順次結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間

ア　北緯三四度〇八分一二秒
　東経一四一度〇一分四八秒

イ　北緯三三度四四分一二秒
　東経一四〇度二二分四八秒

ウ　北緯三四度二二分一九秒
　東経一四〇度一〇分三九秒

エ　北緯三四度三三分一九秒
　東経一四〇度二〇分〇〇秒

オ　北緯三四度三五分一二秒
　東経一四〇度一六分四八秒

カ　北緯三四度三一分一二秒
　東経一四〇度〇七分四八秒

実施機その他　次期固定翼哨戒機一機

一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。